

議案第 17 号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市議会議員の 2 月末日を基準日とする期末手当を廃止するとともに、期末手当の支給割合に係る規定を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年調布市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「2月末日，」を削り，同条第2項各号列記以外の部分中「，基準日」を「，前項に規定する者がそれぞれその基準日」に，「年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。）を通じて100分の485を超えない範囲内で規則で定める割合」を「100分の242.5」に改め，「2月末日及び5月31日を基準日とする期末手当については基準日以前3月間，11月30日を基準日とする期末手当については」を削り，「その者の」を「その者の次の各号に掲げる」に，「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め，同項各号を次のように改める。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 3月以上6月未満 100分の60
- (3) 3月未満 100分の30

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和7年6月1日から施行する。ただし，第9条の改正規定（「年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。）を通じて100分の485を超えない範囲内で規則で定める割合」を「100分の242.5」に改める部分に限る。）は，令和7年4月1日から施行する。

(調布市議会議員の議員報酬等の減額に関する条例の一部改正)

2 調布市議会議員の議員報酬等の減額に関する条例(平成30年調布市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2月末日及び5月31日(これらの日以前3月間に長期間欠席に係る報酬の減額がある場合に限る。)並びに11月30日(同日)」を「5月31日及び11月30日(これらの日)」に改める。